

保護者の皆様

令和4年3月22日  
園長 平野 千恵子

杉ノ子第二保育園職員の新型コロナウイルスの感染及び園児の感染疑いについて

令和4年3月22日（火）、杉ノ子第二保育園に勤務する職員1名が新型コロナウイルスに感染していることをお伝えしましたが、その後新たに職員1名が感染し、園児2名（1歳児クラス、2歳児クラス）が感染している疑いが判明しました。市と協議を行い、感染拡大を防止する観点から、**3月23日（水）から3月24日（木）まで1歳児クラスを臨時休園**することといたしました。

保護者の皆様や子どもたちには、大変ご不便をおかけすることとなり申し訳ありませんが、感染拡大防止のため、ご理解・ご協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

### ■感染者等について

#### ①職員

- (1) 感染者：職員1名
- (2) 経緯等

3月15日（火） 出勤（最終出勤日）。同居家族陽性。

3月20日（日） 発熱。

3月22日（火） PCR検査を実施。陽性判明。

- (3) 感染判明日：令和4年3月22日（火）

- (4) 濃厚接触者について

最終出勤日の関係から、園内に濃厚接触者はいないと判断しました。

#### ②園児A

- (1) 感染者：1歳児クラス園児の同居家族
- (2) 経緯等

3月17日（木） 登園（最終登園日）。

3月18日（金） 発熱。

3月21日（月） 同居の家族陽性

3月22日（火） PCR検査を実施。

#### ③園児B

- (1) 感染者：2歳児クラス園児の同居家族
- (2) 経緯等

3月16日（水） 登園（最終登園日）。

3月18日（金） 発熱。

3月21日（月） 同居の家族陽性

3月22日（火） PCR検査を実施。

## ■臨時休園について

福生市と協議を行い、福生市の決定に基づき次のとおり対応します。

### (1) 臨時休園について

#### ①職員

感染者が出勤しないことにより、臨時休園は不要であると判断しました。

#### ②園児 A

同居家族が陽性であることから園児も陽性の可能性が非常に高いと判断し、感染拡大を防止する観点から、**3月23日(水)～3月24日(木)まで1歳児クラスを臨時休園**することといたしました。

※お子様が濃厚接触者ではない方で、どうしても保育が必要な方は、必ず事前に御相談ください。なお、感染者と同室で過ごす等、濃厚接触者に特定される可能性があるかと判断した場合は、お断りすることがあります。

#### ③園児 B

同居家族が陽性であることから園児も陽性の可能性が非常に高いと判断し、感染拡大を防止する観点から、濃厚接触者に特定される可能性があるかと判断した園児を特定したところ、陽性と判明した他の園児の濃厚接触者であるため、これらの園児が登園しないことにより臨時休園は不要であると判断しました。

### (2) 園舎の消毒について

当園では、毎日念入りに消毒を実施していることから、特別な消毒は不要ですが、念のため再度消毒を実施しました。

## ■保護者の皆さまへ

### (1) 発熱等の症状が現れた場合について

発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が現れた場合については、主治医等に相談し判断を仰いでください。西多摩保健所(0428-22-6141)や東京都発熱相談センター(03-5320-4592(24時間対応))に相談することもできます。いずれの場合であっても当園(042-551-9305)にもご連絡ください。

### (2) 自主的にPCR検査をしたい場合について

症状がない場合でも、個人的に検査をすることは可能ですが、園内で感染者が確認されているため、万が一にも感染拡大がないように受診する必要があります。

そのため、検査機関等で受ける場合について、事前に園内で感染者が発生している旨を伝え、必ず指示に従うようにしてください。

その際にも当園(042-551-9305)に事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、個人的に検査をする場合については、行政検査ではないため、費用が発生する場合がありますので御承知おきください。

現在、PCR検査は検査キットが不足しているため、症状がない方は検査ができない場合があります。

(3) 感染者について

感染者等の個人に係る情報については、プライバシー保護等の観点から、ご質問をいただいてもお答えできません。また、関係者に対して偏見が生じないよう、人権に配慮した対応をお願いいたします。

(4) 仕事について

お子様が濃厚接触者になったことで、会社に出勤ができなくなったり収入が減ったりするなど生活が大変になることと思います。

厚生労働省では小学校休業等対応支援金や小学校休業等対応助成金という、保育所等が臨時休園等した場合に雇用主や労働者の方が支給を受けられる制度を設けているようです。

特別相談窓口も設置されていますので、詳しくは厚生労働省のリーフレットをご覧ください。